

## **【事案Ⅱ-14】後遺障害共済金請求**

・ 平成 26 年 8 月 6 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

生命共済加入者が平成 21 年 3 月に転倒により前歯 2 本が破折し通院治療を受けた。その後、平成 23 年 12 月に 2 本の破折の補てつ治療、平成 24 年 1 月に 1 本の破折の補てつ治療を受けたので共済金を請求したところ、共済団体が受傷部位には既存障害があることを理由に災害後遺障害共済金支払非該当としたことを不服として申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

共済団体は、申立人に対し個人定期生命共済契約に基づく災害後遺障害共済金 7 万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 21 年 3 月に被共済者である妻が転倒し前歯 2 本が破折し歯科医院に通院した。その後、平成 23 年 12 月に 2 本の破折の補てつ治療、平成 24 年 1 月に 1 本の破折の補てつ治療を行った。
- (2) これらの破折は、当初の転倒により前歯部分一帯が随所に破損ヒビが入り、ドミノ倒しの次に次々と波及し破折したものであり、時間差はあるものの、当初の転倒事故に起因するものである。
- (3) 歯科医院による後遺障害診断書では、以前に処置をした 6 歯を既存の歯牙障害としているが、労災補償障害認定必携では「支台冠又は鈎の装着歯やポストインレーを行うに留まった歯牙は算入せず」とあり、これらは既存障害歯牙に該当しない。
- (4) 担当医師も、以前の処置はクラウン、歯のかぶせ物（被せ物、差し歯）処置で日常生活をするうえで治したものであり、何故障害歯となるのか理由がわからないと言っている。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 申立人から提出された後遺障害診断書から、事故日前の歯牙の状態は計 6 本（右上 1 番・左上 1～5 番）の補てつがされており、「労災補償認定必携」では既存障害として第 13 級の 3 の 2 に該当する。  
この事故前の補てつ 6 本の中に今回の事故により補てつした歯・3 本が重複していることから、事故後の歯牙の補てつ 6 本は事故前の状態と変わらないため第 13

級の3の2となり、既存障害と同等の等級として「加重」の取り扱いができない。  
歯科医院へ医療照会を行い、以下の回答があった。

- ・事故前の補てつは、前装鑄造冠に該当する。
- ・今回の事故により右上1番・左上1番の歯折を認め、エンプレスで補てつした。
- ・2012年1月に左上2番歯の破折の補てつを行ったが、転倒事故との因果関係は不詳である。

(2) 当初、後遺障害診断書から「事故後の補てつ後」は合計3本と判断していたが、医療照会の結果、今回の事故を直接の原因とした補てつ数は2本であり、申立人が主張する5本全てが今回の事故によるものではない。

また、今回の事故による補てつ歯2本は、事故前の補てつ歯に含まれており、新たな補てつとしての認定はできない。

事故前の6歯は、後遺障害認定必携から、クラウン(前装鑄造冠)であり補てつの項目に該当することから、既存障害として取り扱うことになる。

## <裁定の概要>

審議会は、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件共済契約における被共済者の障害認定については、約款・事業規約第55条(災害後遺障害共済金)では、不慮の事故を直接の原因として、共済期間中に身体障害の状態になった場合、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する等級に応じて支払うと定め、あわせて身体障害の等級認定は、施行規則に準じて行うことになっている。歯牙の障害に該当するためには、少なくとも3歯以上に対して歯科補てつを加えたものでなければならない。そこで、本件の被共済者が平成21年3月に転倒して前歯2本を破折して歯科医院に通院し、その後平成23年12月に2本の歯を破折し補てつ治療をし、さらに平成24年1月に1本の歯を破折し補てつ治療を行ったと主張することについて、上記の約款・事業規約第55条の要件を充足するどうかを検討する。
- (2) まず補てつしたという上記5本の歯の治療が、平成21年3月の転倒により前歯2本を破折したことを原因として、最終的に5本の歯の補てつをしたことになるか、である。これは因果関係の問題である。

この点について、申立人は、2箇所それが1箇所でも毀損・破損等あればそれが基で起因し次々とドミノ倒しに波及派生し、発生に時間差があるのは当然である、と主張する。

ところで、共済団体が提出した歯科医院との面談記録文書に担当医師ものと認められる訂正印が押捺され訂正された箇所がある。

- ・「当時治療した私はこの左上2番歯の異常には気が付いていなかった。」が「この左上2番歯の異常はなかった。」に修正。
- ・「左上2番の『破折』と平成21年3月の『転倒』に関する因果関係は『不詳』である。」が「左上2番の『破折』と平成21年3月の『転倒』に関する3年近く経っての因果関係は、『不詳』である。」に修正。

上記の担当医師の訂正内容及び転倒事故から左上2番歯の補てつ治療までに3年近い時間が経過していることによれば、平成21年3月の転倒と平成24年1月の左2番歯の治療とに因果関係があるとは判断できない。

また、平成23年12月の左上4～5番の補てつ治療については、各領収証兼診療明細書によっても何らかの保険診療、保険外診療、物品購入がなされたこと以上に、どの歯についてどのような治療がなされたか明らかでなく、申立人の主張以外には左上4～5番の歯の補てつ治療がなされたことを認めるに足りる証拠はない。

結局、今回の転倒事故を直接の原因とした新たな補てつと認められるのは、右上1番、左上1番の合計2本の歯だけであると言わざるを得ない。

- (3) したがって、申立人の平成21年3月の転倒により前歯2本を破折したことを原因としてドミノ倒しに波及派生したという歯牙障害の主張は認めることができない。その余の申立人の主張を判断するまでもなく、申立人の主張には理由がない。